## リスクフラッシュ 123 号



## Risk Flash No.123 (Vol.4 No.13)

発行:滋賀大学経済学部附属リスク研究センター 発行責任者: リスク研究センター長 久保英也 〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404 発行責任者:リスク研究センター FAX: 0749-27-1189 e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp

Web page: http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2

●シリーズ「アベノミクスの有効性」

第1回 久保英也・・・・・・ Page 1

●研究紹介:近藤豊将・・・・・ • Page 2

●リスク研究センター通信・・・・ Page 2

# アベノミクスの有効性①

## リフレ政策の課題:地域経済格差の拡大

ファイナンス学科教授 久保英也

110

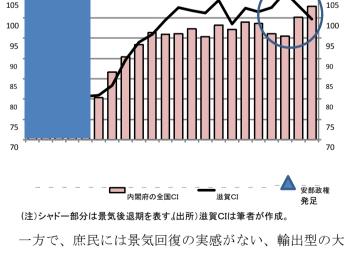
2012年12月に安倍政権が誕生してから半年が経過しま すが、最大の経済政策は、安定的なインフレ率を持続させ ようとする「リフレ政策」であることは論を待ちません。 1990 年代のバブル崩壊以降の経済の低迷に加え、急速な 高齢化に伴う社会の活力の低下や貿易市場での韓国・中国 などの追い上げなど、日本経済は良くならないのではない かという思いが芽生えていました。当面は厳しい経済状況 であっても、それは景気循環の一つであり、そろそろ回復 局面に入るころだから攻めて行こうという気持ちを持つ 人が相対的に少なくなった可能性があります。

それを打破するために、①大胆な金融緩和政策、②機動 的な財政政策、③新しい成長戦略などの3本の矢政策が打 ち出されましたが、③の政策の経済効果がかなり先になる ことを考えれば、全般的には人々の「期待」に働きかける 政策であると考えられます。日本の過去の景気循環では、 アメリカ経済の好転や設備投資サイクル、波及効果の高い 大型の公共投資などが「契機」となり人々の期待を変えて きました。ですから今回は、「契機」となるものが変わっ ただけとも言えますが、実体経済への波及度が同じか疑問 があります。 そこで、リフレ政策が実体経済の回復につながっている

かを見てみましょう。日本経済の景気の強さを表す内閣府 の景気動向指数(先行指数、コンポジットインデックス、 以下 CI と呼びます) は、図の棒グラフとなります(2008 年 1Q=100 とした指数で表示)。CI は 11 の経済指標を組 み合わせて、景気の量感を把握しようとする指標であり、 景気の転換点などの判断にも使われるため、景気指標とし ては最も納得感の高い指標といえます。CI は、 発足時である 2012 年の 4Q (10‐12 月期) を底に急速に上 昇していることがわかります。 滋賀CIと全国CI(内閣府)の推移



110



企業製造業だけが円安の恩恵で業績を伸ばしているとの

声も多く、事実、2013 年 7 月 1 日に公表された日銀短観 は大企業製造業の大きな業況感の回復(前回調査-8⇒+4) と低迷する中小企業の業況感(同-18⇒-14)に大きな差 がでました。 企業間格差は更に大きな地域間格差を惹起します。産業

構造において製造業がウェートの高い滋賀県の景況を筆 者が開発した滋賀 CI で計測してみましょう (滋賀 CI につ いては彦根論叢 394 号をご参考ください)。図の折れ線が 示すように、2009 年のリーマンショックからの立ち上が

りは全国平均より順調であり、また欧州金融危機の影響な どから景気が再度落ち込んだ2011年の4Qもここを底に県

内経済は回復を続けていました。 しかしながら同政権発足の 2012 年の 4Q をピークに、逆

に勢いに陰りがみられます。直近の 2013 年 2Q ではリーマ ンショック後初めて水準的にも全国平均を下回り、日本全 体の景気の動きと逆行しています。

リフレ政策を取る時の重要な点は、期待感が先行するた め景気のばらつき度合いが通常の景気循環より大きくな る可能性があることです。滋賀県をはじめ地域の経済格差 が大きくなる正念場をこれから迎えることになると思わ

1

れます。

## Risk Flash No.123

## 研究紹介

### 競争の哲学的研究

こんどうなつすさ

ファイナンス学科准教授 近藤豊将

私の現在の研究テーマは、財政の維持可能性のマクロ経済学的研究です。最近まとめた論文では、財政危機をチャネルとして少子化がインフレやデフレにつながる可能性を理論的に指摘しました。ですが、「現在書いている論文」が出版されるまでにはずいぶん時間がかかることを考えると、「遠い将来に発表できる研究」のことも、今から徐々に考えていかなければなりません。

そのような長期的な研究テーマとして何を選択するのかを決めることは、我々研究者にとって重大な決断といえるでしょう。何かを選択するということは、他の多くの選択肢を諦めざるをえないことを意味するからです。私は、いくつかの候補の中から、「競争の哲学的研究」を行おうかと、脳内で息巻いて(妄想して)います。

競争は、現代の(そして将来の)社会にとって重大な意味を持つにもかかわらず、その本質は、必ずしも多くの人々に理解・共有されているとは思えません。例えば、他人の足を引っ張ることとスポーツにおける(優れたルールの下での)競い合いが異質であることは直観的には明らかでしょうが、ともに「競争」という言葉でひとくくりにされることもあるようです。

西洋と東洋、時代や職業によっても、人々が抱いている「競争」の観念は、違いと共通点の双方を有しているように思われます。古代ギリシャの哲学者達やアダム・スミスは、競争をどう捉えていたのでしょうか? 経営者やスポーツ選手の場合は? 古今東西の法律(家)は、競争をどう扱ってきたのか? 疑問はいくらでも湧いてきます。

また、小さい子供でも、友達に負けたくないという競争 心を持っていることもありますが、人類にはどの程度まで 遺伝子レベルで競争の本能があるのでしょうか? 動物に も競争心はあるのでしょうか? あるとすれば人類とどう 違うのでしょうか? こういったことも興味深い研究対象 となるでしょう。

競争は、うまく生かせば社会の強力なエンジンになりますが、使い方を誤れば人類を不幸にする可能性もある諸刃の剣です。その競争から目をそむけることなく総合的な研究を重ねることで、競争を賢明に活用し、よりよい社会システムを構築するヒントが得られるかもしれません。長期的な研究テーマとして、私が魅力を感じる所以です。将来、何らかの形で研究成果を世に問いたいと思っています。楽しみにしていて下さい!(50年後ぐらいでしょうか…。)

# リスク研究センター通信

## 中島秀夫氏(公正取引委員会経済取引局長)セミナー報告

6月28日に公正取引委員会の中島秀夫経済取引局長をお招きして、「グローバル化時代の独占禁止法」と題したセミナーを開催しました。司会の鈴木康晴准教授による講師の紹介の後、まず、独占禁止法とは何か、その意

た。



禁止法とは何か、その意義は何か、について、中島局長か ら説明がありました。「公正かつ自由な競争を促進し、 般消費者の利益を確保することが競争法の意義であるが、 - 方で産業政策や社会政策等との関係が重要であり、これ は国毎の社会常識の差異と関係があり、従って競争法とそ の他の政策とのバランスは国毎に異なることとなる」との 認識が示されました。続いて、海外に進出した日本企業は、 競争法に対する鈍いコンプライアンス意識を背景に、アメ リカや EU において巨額の制裁金の支払い命令や当該企業 幹部が個人として禁固刑を受ける、などの事例が近年複数 発生しているとの状況説明がありました。そのため海外に 進出する日本企業は、競争法違反のリスクが拡大しており、 これに対する戦略的なリスク管理が必要であるとの指摘 がされました。最後に、経済のグローバル化の進展に伴い、 国境を超える競争法違反行為や合併等に対して、各国の連 携や各国競争法の調和をすすめる必要性が増してきてお り、近年の競争当局間における多国間や二国間における意 見交換の場の強化について紹介があり、講演は終了しまし

> tず t やナはる (ファイナンス学科准教授 鈴木康晴)

#### 「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター(以下、リスク研究センター)が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

### 【サービスの提供】

- 1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
- 2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

#### 【サービスの変更・中止・登録削除】

- 1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
- 2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量が一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

#### 【個人情報等】

- 1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年5月30日法律第59号) に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情 報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うた めの措置を講じています。
- 2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

#### 【免責事項】

- 1. 配信メールが回線上の問題(メールの遅延,消失)等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
- 2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
- 3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

### 【著作権】

- 1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変して blog 等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。
- \*尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2/3:12 )

\*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、 下記事務局までメールでお問い合わせください。

> 発行:滋賀大学経済学部附属リスク研究センター 編集委員:ロバート・アスピノール、大村啓喬、 金秉基、久保英也、柴田淳郎、 得田雅章、宮西賢次、山田和代

> > 滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局

(Office Hours:**月一金** 10:00-17:00) 〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp